

工事現場等における施工体制の点検要領

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保することが重要である。

また、現場の施工体制が不適切な事案に対しては、統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが必要である。

本要領は、下松市が発注した請負工事の施工体制について、把握すべき事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2 点検対象工事

点検は、以下の対象工事で行うことを原則とする。

(1) 技術者等（主任技術者・監理技術者）の専任に関する点検

建設業法第26条第3項に該当する工事

(2) 施工体制台帳等に関する点検

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条に該当する工事（下請契約を締結したもの）

3 入札・契約手続における技術者等の専任状況の確認等

「入札参加資格申請書」、「技術提案資料」及び「現場代理人・主任技術者・監理技術者選任届」により配置予定技術者の専任及び資格者証の保持等について、工事施工前に適時確認し、必要であれば工事施工前に（一財）日本建設情報総合センター（以下、「J A C I C」という。）が発行する工事实績情報システム（C O R I N S）を保有する契約監理課技術監理係に依頼し、配置予定技術者の専任状況等について、適時確認する。

また、J A C I C発行の「登録内容確認書」にてJ A C I Cに登録がされていることを確認する。

4 現場における施工体制の把握

(1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の掲示を求め、工事請負契約書第10条に基づき通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であることを点検する。

(2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく技術者等の同一性の点検

工事請負契約書第10条に基づく通知による技術者等が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であることを点検する。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での専任の技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検する。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及び添付が義務づけられている下請契約書及び再下請通知書等を工事期間中に点検する。

また、掲示の必要な施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。

(5) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳又は施工体系図が実際の体制と異なるものでないか点検する。

(6) 標識等の点検

以下の標識等について点検する。

ア 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること。

イ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。

ウ 労災保険関係の掲示項目が掲示されていること。

エ その他必要な標識等が掲示されていること。

5 不適切な事実が確認された場合の措置

不適切な事実が確認された場合には、必要な措置を講ずる。

附 則

この要領は、平成30年1月12日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。